第明治二十五種郵便物認可　三十一年三月

⑤　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑵　本四会社における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加有資格者（建設工事）（以下「有資格者」という。）のうち、「鋼橋上部工工事」の認定を受け、「Ａ等級」に格付けされている者又はそれらの者により結成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。この場合において、共同企業体の構成員となった者は、単体企業としては当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格がない。

⑶　令和３・４年度における当該工種の工事成績の平均点（各年度毎）が２年連続して65点未満でないこと。なお、当該工種とは、２⑵有資格者の認定を受けた「鋼橋上部工工事」をいう。（各年度で本四会社における当該工種の工事実績がない者は、65点とみなす。）

⑷　施工実績　平成25年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した、次の同種工事の実績を有すること。

施工実績については、本四会社が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第５条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が、本四会社及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

共同企業体にあっては、全ての構成員は、同種工事の実績を有するものとする。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上のものとする。）

本四会社又は国等※が実施した鋼床版を有する鋼橋の製作及び架設工事

※国等とは、国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社をいう。以下同じ。

なお、鋼床版を有する鋼橋の製作及び架設工事の経験は、同一の工事において有する必要がある。

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については、工事の請負金額が4,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任技術者又は監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

④　現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成25年度以降において元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない。）。ただし、経験が本四会社が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く（経験が、本四会社及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。

なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は、③に示す資格を有している者でなければならない。

また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上のものとする。）

本四会社又は国等が実施した鋼橋の架設工事

⑤　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を、当該業務に配置できること。

ａ）設計管理技術者：技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］、［総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

ｂ）照査技術者：技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］、［総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局国際市場課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには、競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑥　本工事は余裕期間を設定することができる工事であり、余裕期間内は、現場代理人、監理技術者又は主任技術者の配置を要しない。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域１（兵庫県、徳島県）」において、指名停止を受けていないこと。

⑺　技術提案が適正であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　共同企業体の結成は、次によること。

①　構成員の数は、２又は３社とする。

②　本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても、これを同等として取扱うことがある。

③　構成員の出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

⑤　結成方式は、甲型とする。

⑥　１の工事について、同一会社が２以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

⑦　特定建設工事共同企業体結成届（以下「結成届」という。）を、４⑶の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。なお、支店長等代理人の名義で提出する場合は、委任状を提出すること。

⑾　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。